

(平成25年10月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会神奈川地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和38年8月16日から同年9月16日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年8月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和35年5月16日から同年6月1日まで
② 昭和38年8月16日から同年9月16日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間において被保険者期間となっていないが、申立期間①は、B社（現在は、C社）からグループ会社であるD社（現在は、E社）に異動し継続して勤務していた。

申立期間②は、D社からグループ会社であるA社に異動した期間であり、申立期間①及び②について、勤務及び給与からの厚生年金保険料の控除は継続していたはずである。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、D社及びA社の同僚の証言から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（D社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は、「A社での前任者が退職することになり異動した。」と供述しているところ、厚生年金保険の記録によると、当該前任者の同社における資格喪失日は、申立人のD社における資格喪失

日と同日の昭和 38 年 8 月 16 日となっている上、当該前任者は、「申立人は、私が退職した直後に A 社に異動したと思う。」と証言しており、これらのことから、同年 8 月 16 日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における昭和 38 年 9 月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から 3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に、申立人の資格取得日が昭和 38 年 9 月 16 日と記載されている上、事業主が当該期間の保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格取得届として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①について、C 社が保管する人事記録には、申立人が昭和 35 年 5 月 16 日に B 社を退職し、退職金が支給されている旨の記載が確認できる。

また、申立人の B 社における上司が、「申立人は、B 社から期間を空けること無く D 社に勤務した。」と述べていることから、申立人は、申立期間①において、D 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録及び D 社の事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 35 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は適用事業所となっていない。

また、D 社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたとする複数の同僚は、申立期間①において、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと供述をしている上、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、同賞与に係る支給日を平成15年12月10日及び18年6月21日に、標準賞与額を70万円及び61万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年12月
② 平成18年6月

A社B支店における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かったが、申立期間②の賞与支給明細書を所持しており、申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずである。

調査の上、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した賞与支給明細書及びA社が提出した賞与一覧表から、申立人が申立期間に賞与の支払を受け、平成15年12月に70万円、18年6月に61万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①及び②に係る賞与の支給日については、C健康保険組合における申立人に係る標準賞与額の記録から、申立期間①は平成15年12月10日、申立期間②は18年6月21日とすることが妥当である。

また、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記賞与一覧表等において確認できる保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び同年10月から39年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年10月から39年12月まで

昭和36年頃、私の母親は、私と妹の将来を考え、国民年金の加入手続きを行ってくれた。

申立期間の国民年金保険料については、母親が、私と妹の二人分を家に来た集金人に納付していた。

私が所持している国民年金手帳には、昭和36年4月から40年3月までの国民年金印紙検認記録のページと国民年金印紙検認台紙との切取り線の中央に割り印が押されており、これは申立期間の保険料を受領したことのあかしである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続き及び当該期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたとするその母親は既に他界しており、証言を得ることができないことから、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は自身の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録のページと国民年金印紙検認台紙との切取り線の中央に割り印があることをもって当該期間の国民年金保険料を納付していたことのあかしであると主張しているが、この割り印は、単に国民年金印紙検認記録のページと国民年金印紙検認台紙との切離しを示すものであることから、保険料納付の根拠とはならない。

さらに、申立人は、昭和 36 年頃、その母親が申立人及びその妹の国民年金の加入手続を行い、申立人とその妹の二人分の申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、特殊台帳及びオンライン記録により、その妹も当該期間の大半の保険料は未納であることが確認できる。また、申立人が当該期間当時居住していた市における集金人制度は、37 年 7 月から実施されており、申立内容と一致しない。

加えて、申立人の国民年金手帳の国民年金印紙検認記録において、申立期間の検認印は認められない上、申立人の特殊台帳及びオンライン記録においても、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを確認できない。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、口頭意見陳述においても、申立人が当該期間の保険料を納付していた事実を裏付ける新たな証言や資料を得ることができず、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7113

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 6 月から 40 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 6 月から 40 年 4 月まで

私は、結婚後、町会の役員と思われる人から国民年金の加入を勧められ、第一子を出産した昭和 39 年*月前に国民年金に加入し、国民年金保険料を自宅に来ていた女性の集金人に毎月納付していたが、生活が厳しくなり納付を続けることが困難になったので、40 年 5 月から納付を中止した。

私は、申立期間当時、毎月 100 円ぐらいの国民年金保険料を集金人に納付していたことをはっきり憶^{おぼ}えているにもかかわらず、当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年*月前に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたが、その後生活が厳しくなり、40 年 5 月から保険料の納付を中止したと述べている。しかし、加入手続を行った記憶や、保険料の納付を中止するための被保険者資格喪失の手続を行った記憶が無く、国民年金手帳を受け取った時期及び方法についても憶^{おぼ}えていないことから、申立期間当時の加入状況が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、自宅に来ていた集金人に毎月納付していたと主張しているが、当該期間当時申立人が居住する区では、保険料を 3 か月ごとに収納していたことが確認できることから、申立内容と一致しない。

さらに、申立期間当時同居していた元夫については、当該期間当時居住していた区の国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、オンライン記録により、当該期間の国民年金保険料は申立人と同様に未納となっていることが

確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東神奈川国民年金 事案 7114 (事案 6786 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から49年3月までの期間及び同年5月から50年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年8月から49年3月まで
② 昭和49年5月から50年1月まで

私は、前回の申立てにおいて、私の母親が、私の国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を町役場又は郵便局で納付していたはずであるとして申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

その後、申立期間①及び②当時居住していたA町で同窓会が行われ、その席にて、当該期間の国民年金保険料は、各町内の国民年金の集金係が保険料を徴収していたという新たな情報が得られた。

また、私の両親も、私の国民年金保険料は、集金人が徴収していたと言っていたことを思い出したため、再度の申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、前回の申立てにおいて、その母親が国民年金の加入手続及び厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、i) 申立人は、当該手続及び当該期間の保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は、既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明であること、ii) 申立人の被保険者名簿等によると、申立人の国民年金の加入手続時期及び被保険者資格取得日は、昭和55年5月1日となっていることから、当該期間は国民年金の未加入期間である上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないこと、iii) その母親が記載したとするメモには、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを裏付ける具

体的な内容は記載されていないことなどから、その母親が当該期間の申立人の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に年金記録確認B地方第三者委員会（当時）の決定に基づき平成24年7月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②当時のA町での国民年金保険料の収納については、各町内の国民年金の集金人が行っていたとの情報を得たこと、また、両親も保険料は集金人が徴収していたと言っていたことを思い出したことを新たな情報として再申立てをしているが、今回の新たな情報は、申立人の国民年金の加入手続の時期及び当該期間の保険料の納付を特定するものではないことから、その母親が国民年金の加入手続を行い、当該期間の申立人の保険料を納付していた事実を裏付けるものと認めることはできない。

そのほかに年金記録確認B地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 2 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 2 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 1 月に会社を退職後、厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと同時に、国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料は、自身で区役所で数か月分ずつを納付していた。保険料月額は、1,000 円ぐらいだったと記憶しているが、具体的な納付方法は記憶に無い。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 57 年 1 月に厚生年金保険の資格喪失を行ったと同時に、国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の所持する国民年金手帳及びオンライン記録によると、39 年 10 月に国民年金被保険者の資格を喪失し、61 年 4 月に第 3 号被保険者の資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である上、ほかに、申立人が当該期間において国民年金被保険者の資格を取得した形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、具体的な納付方法に関する記憶が無く、昭和 61 年 4 月からの国民年金第 3 号被保険者資格の取得に関する記憶も無いことなど、納付方法が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付月額について、1,000 円ぐらいだったと述べているが、実際の保険料月額とは乖離している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、会社を退職した後の昭和 54 年 7 月頃に、国民年金の加入手続を市役所で行った。その際発行された年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料は、夫名義の銀行口座振替により納付していた。昭和 60 年 4 月 20 日に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行っているということだが、私は、当該資格の喪失手続を行った記憶は無い。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をその夫名義の銀行口座振替により納付しており、昭和 60 年 4 月 20 日に国民年金の被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無いと述べているが、当該口座の取引記録において、申立期間の保険料額の振替記録は認められず、申立人の保険料振替の解約日も同年 4 月 24 日となっていることが確認できる。

また、申立人が所持している年金手帳、居住していた市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日は昭和 60 年 4 月 20 日となっており、第 3 号被保険者資格の取得日は 61 年 4 月 1 日となっていることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 7 月 1 日から 36 年 5 月 15 日まで
私は、申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和36年11月22日に支給決定されているなど、不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東神奈川厚生年金 事案 8630 (事案 6458 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月16日から29年6月18日まで
② 昭和30年1月18日から同年7月20日まで

厚生年金保険の記録によると、申立期間は脱退手当金が支給された記録となっている。脱退手当金を受給したのは、申立期間より前のA社に勤務していた7か月間のみであり、申立期間①のB社及び申立期間②のC社の脱退手当金を受給した記憶が無いので、年金記録確認D地方第三者委員会(当時)に申立てを行ったが、「年金記録を訂正する必要はない。」という回答であった。

しかしながら、申立期間①のB社で、昭和28年2月16日に新たに厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の被保険者記号番号は*であり、その後の勤務先事業所においても、ずっと同じ記号番号で被保険者となっていた。平成7年7月6日に年金受給の手続に社会保険事務所(当時)に出向いた際に、「重複しているので旧記号番号に直す。」とのことで、年金手帳を再交付されたが、その時に、同事務所の職員の手違いで申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が抹消されたと思う。

再度、調査の上、申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金の受給を認めている期間と申立期間は、厚生年金保険の記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間の脱退手当金の支給要件は、厚生年金保険被保険者期間が6か月以上20年未満である女性の場合、婚姻又は分娩に伴う退職であることが要件であったが、申立人は、当時、婚姻又は分娩を

しておらず、ほかに申立人が受給を認めている期間のみで脱退手当金を受給していたことはいかたがえないう上、昭和 29 年 5 月の制度改正により女性の場合、被保険者期間が 2 年以上で脱退手当金が受給できることになったことから、申立期間も併せて受給したと考えるのが自然であること、及び申立人が受給を認めている期間に申立期間を合算した脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日の約 1 か月後の昭和 30 年 8 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないことから、既に年金記録確認 D 地方第三者委員会の決定に基づく平成 23 年 8 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、申立期間①の B 社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得した際の被保険者記号番号は*であると主張しているが、同記号番号は、申立期間①より後に勤務した C 社において、申立期間②より 1 年以上後である昭和 31 年 9 月 7 日に 2 回目の勤務を開始し、再度被保険者資格を取得した際に払い出された被保険者記号番号である上、申立人が、脱退手当金を受給したとする A 社と申立期間①及び②の被保険者記号番号は、厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同一の番号*で記録管理されていることが確認できる。

また、申立人は、平成 7 年 7 月 6 日に、社会保険事務所職員の手違いで、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が抹消されたと思うと主張しているが、オンライン記録により、A 社において、昭和 26 年 9 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に払い出された被保険者記号番号の*に、31 年 9 月 7 日に資格取得した際に払い出された被保険者記号番号の*が、平成 7 年 8 月 18 日に統合処理されたものであることが確認できる。

ところで、脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人が受給を認めている A 社の被保険者期間と申立期間①及び②は、同一の被保険者記号番号で記録管理されていること、受給を認めている期間と申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いことなどから、むしろ申立期間①及び②の脱退手当金が支給

されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年頃から平成3年頃まで

私は、申立期間においてA社でパート従業員として勤務していたが、当該期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

社員旅行の写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主は、いつ頃かは覚えていないが、申立人がパート従業員として勤務していたことを記憶している旨回答している上、申立人が所持している社員旅行の写真においても、同社名が記載されていることが確認できることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成2年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち、同日より前の期間においては、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社の元事業主は、パート従業員は社会保険に加入させず、厚生年金保険料を控除していない旨回答している上、上記写真には14人が写っており、申立人も同社の従業員は14人ぐらいであったと供述しているところ、オンライン記録によると、当該写真が撮影された平成2年10月6日時点において、同社で厚生年金保険の被保険者となっていたのは4人のみであることが確認できる。

さらに、A社の複数の元従業員に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての証言は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の始期において、

国民年金の任意加入被保険者として昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料を前納しており、また、同年 4 月 1 日から 62 年 2 月 1 日までの期間は国民年金の第 3 号被保険者期間、同年 2 月 1 日から同年 4 月 21 日までの期間は、申立てに係る事業所とは別の事業所において厚生年金保険の被保険者期間となっていることが確認できる。

このほか、A 社の元事業主は、同社は既に解散し、当時の資料は残っていない旨回答しており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することはできない上、申立人も、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 32 年 12 月 26 日まで
私は、申立期間において、初めてのA職ではあったが、B社に正社員として勤務していた。当該期間の厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは、申立人の勤務に係る具体的な供述から推認できる。

しかしながら、申立人は、B社において初めてA職に従事し、未経験者であったと述べているところ、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立期間当時、B社は、工場部門の従業員について、臨時工、試用工及び本工の三段階の身分制を採用していた。未経験者は、臨時工として採用し、6か月から1年半の勤務期間を経て試用工となり、その後、本工として採用されていた。臨時工及び試用工の間は厚生年金保険の被保険者とならなかった。」と供述している。

また、申立人は、正社員であったと主張しているところ、B社は、「申立期間における、申立人に係る資料が無く、勤務実態及び厚生年金保険の取扱いは不明である。当時、工場部門の従業員には、臨時工、試用工及び本工の区分があった。人事台帳等は、本工登用の辞令を受けた従業員のものに限り保管しており、申立人に係るものは無いことから、申立人が本工であったとは考えにくい。」と回答している。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において申立人の氏名の記載が無く、整理番号に欠番が見られない上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳において、同社に係る記載は無い。

加えて、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。